

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

準 備 書 面 (5)

平成22年2月23日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福 光 洋 子	
益 子 浩 志	
島 田 順 二 (代)	
山 本 文 土 (代)	
安 部 憲 明 (代)	
舟 津 龍 一 (代)	
田 留 章 平 (代)	
川 口 耕 一 駿 (代)	
関 口 鼎 (代)	
北 鄉 恭 子 (代)	
小 川 伸 伸 (代)	
鳴 下 誠 (代)	

1 被告の主張の補充	6
2 不開示理由 2 該当文書	1 1
(1) 日韓問題に関するニューヨーク・タイムズ論説（文書 1 4 7 2 ・ 乙 1 3 2 号証, 番号 5 5）	1 1
(2) 藤山大臣、ダレス国務長官会談（文書 1 4 8 4 ・ 乙 第 1 3 3 号証, 番号 5 6）	1 2
(3) 国務次官補に対する要望事項（文書 1 4 8 5 ・ 乙 第 1 3 4 号証, 番号 5 7）	1 2
(4) アジア局執務月報(抄)（昭和33年2～12月）（文書 1 5 1 5 ・ 乙 第 1 3 5 号証, 番号 5 8）	1 3
(5) 在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11～12月)（文書 1 5 5 6 ・ 乙 第 1 3 6 号証, 番号 5 9）	1 4
(6) 在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法（文書 1 5 7 6 ・ 乙 第 1 3 7 号証, 番号 6 0）	1 6
(7) 請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1～4月)（文書 1 6 0 0 ・ 乙 第 1 3 8 号証, 番号 6 1）	1 7
(8) 韓国向け冷凍貨物船輸出（文書 1 6 0 4 ・ 乙 第 1 3 9 号証, 番号 6 2）	1 8
(9) 海産物の韓国よりの輸入および漁船の対韓輸出の現状（文書 1 6 0 6 ・ 乙 第 1 4 0 号証, 番号 6 3）	1 9
(10) 日韓漁業協力（文書 1 6 0 7 ・ 乙 第 1 4 1 号証, 番号 6 4）	2 0
(11) 漁業借款（文書 1 6 0 8 ・ 乙 第 1 4 2 号証, 番号 6 5）	2 0
(12) 日韓問題に関する各種会談(文書 1 6 1 8 ・ 乙 第 1 4 3 号証, 番号 6 6)	2 1
(13) 平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月)（文書 1 6 2 4 ・ 乙 第 1 4 4 号証, 番号 6 7）	2 2

(14) 日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月) (文書162 7・乙第145号証, 番号68)	23
(15) 日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月) (文書1 629・乙第146号証, 番号69)	24
(16) 日韓問題に関する定例打合会(第1~8回)(昭和26年12月) (文書163 1・乙第147号証, 番号70)	25
(17) 日韓交渉処理要領案(昭和27年作成) (文書1632・乙第148号証, 番号71)	26
(18) 日韓会談省内打合会(昭和27年3月) (文書1636・乙第149号証, 番号72)	27
(19) 日本側代表団打合せ(第3回)(昭和27年3月) (文書1638・乙第15 0号証, 番号73)	28
(20) 柳参事官と会談 (文書1670・乙第151号証, 番号74)	29
(21) 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談 (文書1678・乙第152 号証, 番号75)	30
(22) 外務次官と前駐韓米大使との会談 (文書1682・乙第153号証, 番号7 6)	31
(23) バーネット国務次官補代理の内話 (文書1684・乙第154号証, 番号7 7)	32
(24) バンディ米国務次官補との会談(文書1685・乙第155号証, 番号7 8)	32
(25) 日韓問題に関する米側トーキングペーパー (文書1686・乙第66号証, 番号79)	33
(26) 対韓援助調整 (文書1689・乙第156号証, 番号80)	34
(27) 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談 (文書1691・乙第157 号証, 番号81)	35

(28) 外務審議官と在韓米大使館参事官との会談(文書1693・乙第158号証, 番号82)	36
(29) 日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話(文書1695・乙第67号 証, 番号83)	37
(30) 宇山賠償部長と金在春中央情報部長および金溶植外務部長官との会談(文書 1721・乙第159号証, 番号84)	37
(31) 後宮アジア局長と裴韓国代表部大使との会談(文書1724・乙第160号 証, 番号85)	38
(32) 対韓借款実施機関に関する問題点(文書1741・乙第161号証, 番号86)	39
(33) 対韓経済協力(文書1743・乙第162号証, 番号87)	40
(34) 対韓経済協力試案(文書1748・乙第163号証, 番号88)	41
(35) 日韓会談今後の進め方(文書1787・乙第72号証, 番号89)	
	41
(36) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和35年)(文書1789・ 乙第164号証, 番号90)	43
(37) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和36年)(文書1792・ 乙第165号証, 番号91)	44
(38) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝(来電:昭和36年)(文書1793・乙第 166号証, 番号92)	45
(39) 日韓関係に関する在京米大使館の内話(文書1796・乙第167号証, 番号93)	45
(40) 池田総理ハリマン国務次官補会談(文書1798・乙第168号証, 番号9 4)	47
(41) 駐韓米大使の内話(文書1803・乙第169号証, 番号95)	48
(42) 大平大臣、ラスク長官会談(文書1805・乙第170号証, 番号96)	

(43) 韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報（文書 1808・乙第171号証, 番号 97）	50
(44) 韓国情勢に関するアジア局参事官と在京米大使館書記官との会談（文書 18 11・乙第172号証, 番号 98）	50
(45) 韓国政情に関する対米折衝（文書 1818・乙第173号証, 番号 99）	51
(46) 金中央情報部長訪日（文書 1820・乙第174号証, 番号 100）	52
(47) 金中央情報部長訪日（文書 1821・乙第175号証, 番号 101）	52
(48) 金中央情報部長訪米（文書 1823・乙第74号証, 番号 102）	53
(49) 池田総理・英外相会談（文書 1872・乙第176号証, 番号 103）	54
(50) 在京カナダ大使内話（文書 1874・乙第177号証, 番号 104）	55
(51) 日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書 1876・乙第79号証, 番号 105）	56
(52) 日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書 1877・乙第80号証, 番号 106）	58
(53) 韓国政変（文書 1878・乙第178号証, 番号 107）	59
(54) 日韓交渉関係法律問題調書集(文書 1881・乙第82号証, 番号 108)	60
(55) 日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書 1915・乙第84号証, 番号 109）	61

被告は、本件準備書面において、原告準備書面(4)第2「全文不開示文書における被告国の説明不足」(9ないし10ページ)に対し、必要な限度で主張を補充し、被告準備書面準備書面(1)ないし同(4)に引き続き外務大臣による不開示処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記及び略語は、従前の例による。

なお、組織名及び役職は当時のものとする。

## 1 被告の主張の補充

原告らは、「被告国が文書の全文を不開示としつつ、その内容を十分説明していない場合がある。」(原告準備書面(4)第2・9ページ)として、文書1237(原告準備書面(4)第4の5・20ないし22ページ)、文書1675(原告準備書面(4)第5の9・48ないし50ページ)、文書1876(原告準備書面(4)第5の25・74ないし75ページ)の各全部不開示部分を該当部分として指摘しているので、被告は、必要な限度で主張を補充する。

### (1) 文書1237について

文書1237(全部不開示 番号6)は、被告準備書面(2)1(5)(16ページ)で述べたとおり、昭和40年10月4日付で外務省が作成した総数28ページの手書きの内部文書であるが、回覧先の異なる同一文書(各14ページ)2部によって構成されている。

文書1237は、同日、ソウルで開催された日本側関係者と韓国側関係者との間の会談要旨で、主に竹島問題、平和線問題、管轄権問題に関する日韓両国の解釈の相違点について、日本側関係者が提起した具体的対応策に対し韓国のみならず第三国に関する対応をも示唆した韓国側の詳細かつ具体的な見解要旨及び上記見解に対する日本側の評価が記載されている。

文書1237には、竹島問題の中でも、特に日韓間において重要な懸案事項の一つとなっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する解決策として提起され

た日本側の具体的な見解に対する韓国側の率直な見解が記載されており、また、財産請求権に関しては、日韓間における財産請求権に関して問題に関する協議が膠着状態にあった当時の状況を開拓するために提起された日韓両国の具体的な対策等が記載されている。

#### (2) 文書1675について

文書1675（乙第64号証 番号6）は、被告準備書面(3)1(9)（15ないし17ページ）で述べたとおり、同文書中、電信文3通（②116頁ないし118頁、③149頁ないし151頁、④153頁）を全部不開示としている。

上記②の電信文は、昭和29年11月17日付け在米国大使館発の電信文であり、竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び竹島問題を含む日韓両国間において見解を異にしている諸問題について米国側と協議した際における米国側の具体的見解のみならず外交交渉において重要である上記協議における米国側のスタンス及び対応状況が具体的に記載されている。

上記③の電信文は、同年9月24日付け在米国大使館発の電信文であり、竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解の確認に関する対応状況が具体的に記載されている。

上記④の電信文は、同年10月6日付け在米国大使館発の電信文であり、③と同様の内容が具体的に記載されている。

#### (3) 文書1876について

文書1876（乙第79号証 番号43）は、被告準備書面(3)1(25)（35ないし36ページ）で述べたとおり、同文書中、電信文1通（4頁ないし6頁）を全部不開示としている。

上記電信文は、昭和29年9月10日付け在仏国大使館発の電信文であり、竹島問題についての日本政府の解決策に対するフランス政府の率直な見解が具体的に記載されている。

#### (4) 各電信文の外形的部分について

ア 原告らは、「電信文には、番号、日付、時間、電信文の送信者、宛先、件名などが付されているのが通例であるが、これらの情報までもすべて不開示とする理由は全く不明である。」(原告準備書面(4)第5の9(2)50ページ)と主張する。

イ この点は、いわゆる情報の単位論に関する点であるので、以下、情報の単位論に基づいて検討する。

##### (ア) 条文の構造について

情報公開法においては、個人識別情報(情報公開法5条1号前段)は、個人識別性のある部分とそれ以外の部分との総体が一つの不開示情報となり、また、公にすることによる権利利益侵害のおそれを具体的に考慮せずに事項的に不開示とされるものであるから、その全体を一律に不開示とすると、個人の権利利益保護の必要性を超えて不開示の範囲が広くなるおそれがある。そこで、個人識別情報のうち個人識別性のある部分以外の部分については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないときは、これを開示すべきこととされている(情報公開法6条2項)。これに対し、個人識別情報以外の不開示情報については、不開示情報の一部分の開示という特別の制度は設けられていない(情報公開法6条1項)。

##### (イ) 最高裁判所の立場について

最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決(民集55巻2号530ページ)は、大阪府知事の交際費に係る歳出額現金出納簿、支出証明書、債権者の領収書及び請求書兼領収書が大阪府公文書公開等条例の非公開事由に当たるか否かが争われた事案において、大阪府公文書公開等条例10条は、「その文理に照らすと、1個の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうち非公開事由に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付け

ているにすぎない。すなわち、同条は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできないのである。」と判示した。

最高裁平成13年判決は、大阪府公文書公開等条例に関する事案であるが、情報公開法についても、その5条及び6条の規定によれば、行政機関の長は、「独立した一体的な情報」をさらに細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分には不開示事由に該当する情報は記載されていないものとしてこれを開示することまでをも義務付けておらず、特に同法6条2項を設け、「個人識別情報に限って、例外的に、独立した一体的な情報を更に細分化し個人識別部分のみを不開示とする態様の部分開示を行政機関の長に義務付けるという立法政策を採用したもの」とされている（西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（上）366ページ）。そして、情報公開法6条1項のような「部分公開に関する規定に基づく部分公開の対象として更に細分化することができない「独立した一体的情報」をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分の物理的形状、その内容、作成名義、作成目的、当該文書の取得原因等を総合考慮の上」、不開示事由に関する定めの趣旨に照らし、「社会通念に従って判断すべき」である（前掲西川372ページ参照）。

これを本件の電信文について見ると、電信文に記載されている番号、日付、時間、送信者、宛先等の事項（以下「冒頭部分」という。）は、電信文の内容部分と結合して、初めて、いつ、誰から、誰にどのような内容の電信が送付されたかが明らかになるものであって、内容部分とは別に独立した社会生活上の意味を有するものではない。すなわち、電信文の冒頭部分は、内容部分とともに独立した一体的情報を構成するものであり、内容部分に不開示事由

があるのであれば、冒頭部分のみを開示する義務はない。よって、冒頭部分のみを開示しても差し支えないという議論は、裁量により開示しても問題ないか否かという問題にすぎず、法的な開示義務の問題ではない。

(ウ) この点について、名古屋高等裁判所平成17年3月17日判決（訟務月報51巻1号8ページ）は、博覧会国際事務局から各国に配布された次回執行委員会の開催通知文書の全部不開示決定の適否が争われた事案について、「本件文書22（引用者注・その通知文書のこと）は、次回に予定された執行委員会の開催通知であり、あて先、送り主、当該委員会の開催予定日場所、審議が予定されている事項及び内容が記された文書であり、この通知自体（一緒に送付する議事日程、討議資料を除く。）が1個の行政文書であり、その記載内容については、確かに審議が予定されている事項及び内容が記載されてた部分を位置的に区分し、特定することは技術的に可能であるとしても、これに記載された情報は、ある特定の執行委員会の開催に関するものであって、会合名、あて先、送り主、開催予定日時場所のみならず、審議予定事項及びその内容も含めて、総体として、出席予定の執行委員に対して、その開催予定の概要を知らせ、かつ、審議予定事項に対して、加盟国に意見表明を求めるための連絡として社会通念上意味あるものとなるものと考えられ、本件文書22の記載内容全体が、一体として独立した1個の情報であると解すべきである。」（17ページ）と判示している。

同裁判の控訴人（一審原告ら）は上告及び上告受理申立てを行ったが、いずれも不受理となっている（平成18年11月24日付け平成17年（行ツ）第207号及び平成17年（行ヒ）第222号）。

(I) また、東京地方裁判所民事第2部平成21年5月21日判決（平成19年（行ウ）第46号）は、保険会社が行政機関に提出した不詳事件届出書について、届出書の特定事項（表題、宛名、文書番号、作成年月日、保険会社名及び代表者名（印影を含む。））をそれ以外の内容記載部分と切り離して取り

上げた場合、それ自体は当該届出書の作成者・作成時期を特定するための情報にすぎず、社会通念上独立した情報として意味を有するとはいえず、内容記載部分の各情報と一体となって、初めて当該各情報の記録の作成者・作成時期に関する情報としての意味を持つにすぎないとして、内容記載部分に不開示情報が含まれる場合には、文書を殊更細分化して届出書の特定事項について開示する必要はない旨判示している（同判決の本件行政文書3についての判断。判決書62ないし64ページ、なお、同文書の記載内容につき、39、40ページ参照、同判決は一審限りで確定している。）。

## 2 不開示理由 2 該当文書

### (1) 日韓問題に関するニューヨーク・タイムズ論説（文書1472・乙132号証、番号55）

#### ア 不開示情報の内容

文書1472（乙第132号証）は、昭和31年度に在米国大使等が外務大臣に宛てた電信文14通によって構成されており、各電信文は、主に、日韓問題に関する米国におけるマスコミの論評、韓国在米大使等との協議内容、入手した情報及び日韓問題を含めた日米関係について米国政府等との協議における両者の具体的な見解、対応状況等が各記載されている。

文書1472のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は18頁（－18－）の約2行分であり、谷大使が重光大臣に発した昭和31年3月12日付け「ダレス長官訪日の応対振りに関する件」と題する電信文中にあり、「小笠原帰島問題」について、米国政府の対応に対する在米大使の評価及び対応策が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1472の不開示部分に記載されている情報は、当時、日米間において、最重要懸案の一つであった「小笠原帰島問題」について、在米大使館が独自に入手している情報に基づいて、米国政府の対応を検討した結果である

具体的評価及び同評価を踏まえた対応策が具体的に記載されており、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(2) 藤山大臣、ダレス国務長官会談（文書1484・乙第133号証、番号56）

ア 不開示情報の内容

文書1484（乙第86号証）は、外務省が作成した文書であり、昭和33年9月12日に開催された日本側出席者藤山外務大臣ら6名と米国側出席者ダレス国務長官ら12名による非公式会談の議事録が記載されている。

文書1484のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は2頁（-2-）の約8行分及び9頁（-9-）の約7行分であり、いずれも、上記会談において、藤山外務大臣が発言した中国共産党政権に関する心情面も含めた忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1484の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、藤山外務大臣が発言した中国共産党政権に関する心情面も含めた忌憚のない率直な評価的見解である上、我が国政府の非公式見解であるから、公にすることにより、日本政府が米国政府との間において非公式で行った協議における率直な発言内容が明らかになり、米国及び中国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び中国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(3) 国務次官補に対する要望事項（文書1485・乙第134号証、番号57）

ア 不開示情報の内容

文書1485（乙第134号証）は、昭和33年3月15日付けで外務省

が作成した「ロバートソン国防次官補に対する要望事項」と題する内部文書であり、同月20日に開催が予定されていた藤山外務大臣とロバートソン国防次官補との会談において、日韓問題、沖縄及び小笠原諸島返還問題について、ロバートソン米国防次官補に伝達する要望事項が具体的に記載されている。

文書1485のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は11頁（-11-）の約1行分で、沖縄についての米国の認識及び現状に対する日本国政府の見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1485の不開示部分に記載された情報は、沖縄についての米国の認識及び現状に対する日本国政府の見解であり、現在においても日米間における外交問題として協議されている懸案事項に関する内容であるから、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (4) アジア局執務月報(抄)（昭和33年2～12月）（文書1515・乙第135号証、番号58）

#### ア 不開示情報の内容

文書1515（乙第135号証）は、昭和33年2月から同年12月までの間に作成された「アジア局執務月報71号～81号」からの抜粋である。

文書1515のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 21頁（-21-）の約9行分、26頁（-26-）の約9行分及び35頁（-35-）の約3行分

いずれも「沖縄軍用基地問題」に関し、日本政府が提起した具体的対応

策に対する米国の評価及び具体的対策が記載されている。

21頁（-21-）の約9行分は、昭和33年8月分の「二 沖縄軍用地問題（米基本方針声明）」の項目中にあり、沖縄軍用地問題について米国側と日本側との折衝等の経緯、米国の具体的対策及び内容等が具体的に記載されている。

26頁（-26-）の約9行分は、昭和33年7月分の「二 沖縄軍用地問題（渡米代表の折衝）」の項目中にあり、沖縄軍用地問題について米国と協議を行った日本側代表が米国政府関係者と折衝した状況及び内容等が具体的に記載されている。

35頁（-35-）の約3行分は、昭和33年10月分の中にあり、上記両不開示部分と同様、「沖縄軍用地問題」について米国の具体的対策及び内容等が具体的に記載されている。

## ② 31頁（-31-）の約4行分

昭和33年9月分の「二 小笠原諸島旧住民に対する補償問題」の項目中にあり、小笠原諸島旧住民に対する補償問題について日本政府が提起した具体的対応策に対する米国の評価及び具体的対策が記載されている。

### イ 不開示理由

文書1515の不開示部分に記載された情報は、現在においても日米間ににおける懸案事項となっている沖縄軍用基地問題、及び、小笠原諸島旧住民に対する補償問題に関して、米国が提示した評価的な見解や具体的対策、米国側の交渉態度について外務省が独自に有している情報を踏まえた所感が記載されており、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## (5) 在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11～12月)（文書1556・乙第136

号証、番号59)

#### ア 不開示情報の内容

文書1556（乙第136号証）は、昭和35年1月付けで外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還及び韓人の処遇問題に関する昭和34. 11～12の日韓交渉の経緯及び関係資料」と題する内部文書であり、在日韓国人法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ、行き詰まりを開拓するための対策等が具体的に記載されている。

文書1556のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、9頁（-9-）の約4行分及び120頁（-117-）上から3行目から152頁（-117-）に「次頁以下33頁不開示」と記載されている部分）であり、9頁（-9-）の約4行分の不開示部分には、昭和34年11月9日から同月11日までの間に、日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題について協議内容及び結果が具体的に記載されている。

そして、120頁（-117-）上から3行目から152頁（-117-）に「次頁以下32頁不開示」と記載されている部分）の不開示部分は、いずれも別添資料（別添〔30〕～別添〔34〕）である。

別添〔30〕は、「韓国民の社会福祉に対するわが方援助の問題に関する藤山大臣の總理、大蔵大臣、内閣官房長官に対する説明」と題する昭和34年12月8日付けの文書で、同日、閣議終了後、藤山外務大臣が、總理、大蔵大臣、内閣官房長官に対し説明した補償問題に関する解決策案が具体的に記載されている。

別添〔31〕及び別添〔32〕は、昭和34年11月9日から同月11日までの間に、日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての各協議において、検討された当時の外務省の方針に関する大蔵省の対応及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記載されている。

別添〔33〕は、昭和34年12月19日に作成された外務省試案であり、在日韓国人法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する当時の外務省の方針及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記載されている。

別添〔34〕は、上記別添〔33〕の外務省試案に基づいて、同年12月28日に米国側との協議の上で作成された文書で、別添〔33〕と大部分同一内容が記載されているが、上記外務省の方針に関する具体的所感等も記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1556の不開示部分に記載された各情報は、いずれも在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する解決策として、外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記されており、政府部内での検討の様子及び日本政府が米国政府との間において水面下で行った協議におけるやり取りであり、米国側としても公表されることを予定していないものであると認められる。

したがって、このような情報を公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (6) 在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法（文書1576・乙第137号証、番号60）

##### ア 不開示情報の内容

文書1576は、昭和37年9月18日付で外務省北東アジア課が作成した「在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法について」と題する内部文書であり、在日韓国人の法的地位問題に関する、政府部内での検討内容が具体的に記載されている。

文書1576のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、8頁（-8

一) 6行目の6文字であり，在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1576の不開示部分に記載された情報は，在日韓国人の法的地位問題に関し、外務省内部で検討した結果に基づく見解であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (7) 請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1~4月)(文書1600・乙第138号証、番号61)

##### ア 不開示情報の内容

文書1600（乙第138号証）は、昭和34年1月31日付で外務省アジア局参事官室が作成した「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり、諸外国が有する対日請求権に関する外務省内での検討内容が具体的に記載されている。

文書1600のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は15頁（-15-）最終行から16頁（-16-）10行目までの約11行分で、「四 ポルトガルの対日クレーム (1) 経緯」の項目に記載されている内容全部であり、ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯、内容及び金額及びこれに対する外務省の見解が具体的に記載されている。

##### イ 不開示理由

文書1600の不開示部分に記載された情報は、ポルトガル政府との間ににおける財産請求権問題についてその経緯も含めて外務省内部で具体的に検討した内容であり、あくまで、日本側の視点に基づく見解であるから、このよ

うな情報を公にすることにより、ポルトガル政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、ポルトガル政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(8) 韓国向け冷凍貨物船輸出（文書1604・乙第139号証、番号62）

ア 不開示情報の内容

文書1604（乙第139号証）は、1962年（昭和37年）8月28日付け「韓国向け冷凍貨物船輸出に関する件」と題する外務省経済局長あての文書、同年9月3日付け「韓国向け冷凍貨物船輸出に関する件」と題する外務省作成の内部文書、同月18日付け「冷凍船の韓国向け輸出について」と題する外務省北東アジア課作成の内部文書、同月20日付け「冷凍船の対韓輸出について」と題する外務省北東アジア課作成の内部文書、同日付け「日韓予備交渉における冷凍船の対韓輸出問題についての話し合いの記録」と題する外務省北東アジア課作成の内部文書、同月21日付け「冷凍船の対韓輸出について」と題する外務省北東アジア課作成の内部文書、昭和38年5月25日付け「海産物の韓国よりの輸入及び漁船の対韓輸出の現状について」と題する外務省北東アジア課作成の内部文書等によって構成されている。であり、韓国向け冷凍貨物船輸出問題に関する経緯及び外務省内部の見解が記載されている。

文書1604のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 5頁（-5-）下から2行目から6頁（-6-）9行目までの約11行分及び7頁（-7-）の約5行分及び8頁（-8-）上から3行目及び4行目の約2行分

いずれも昭和37年9月3日付け「韓国向け冷凍貨物船輸出に関する件」と題する外務省作成の内部文書にあり、冷凍貨物船輸出3隻の韓国向

け輸出許可申請に関する政府部内の検討の様子が具体的に記載されている。

- (2) 15頁（-15-）下から2行目から16頁（-16-）上から2行目までの約4行分

昭和37年9月20日付け「冷凍船の対韓輸出について」と題する外務省北東アジア課作成の内部文書にあり、上記韓国向け冷凍貨物船輸出問題に関して外務省内において検討した具体的対応策が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1604の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、韓国向け冷凍貨物船輸出について外務省内部で調査あるいは検討した結果を具体的かつ詳細に記載したものである上、あくまで外務省内部における見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (9) 海産物の韓国よりの輸入および漁船の対韓輸出の現状（文書1606・乙第140号証、番号63）

#### ア 不開示情報の内容

文書1606（乙第140号証）は、昭和38年5月25日付で外務省北東アジア課が作成した「海産物の韓国よりの輸入および漁船の対韓輸出の現状について」と題する内部文書である。

文書1606のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は3頁（-3-）下から2行目から4頁（-4-）上から4行目までの約6行分であり、韓国海苔の輸入問題について政府部内における関係各省庁において検討した内容が各見解を含めて具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1606の不開示部分に記載された情報は、韓国海苔の輸入について

政府部内で検討した結果を具体的かつ詳細に記載したものである上、あくまで政府部内における見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(10) 日韓漁業協力（文書1607・乙第141号証、番号64）

ア 不開示情報の内容

文書1607（乙第141号証）は、昭和38年7月15日付け「日韓漁業一外相会談も期待薄」と題する読売新聞記事について外務省が作成した内部文書であり、不開示理由2に基づく不開示部分は、1頁ないし4頁（－1－に「前4頁不開示」と記載されている部分）で、本文は不開示とされている。

上記文書は、読売新聞記事に関する対応策について外務省内部で詳細に検討した際の協議における率直な意見が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1607の不開示部分に記載された情報は、日韓漁業問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容等が率直な見解を交えて具体的に記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(11) 漁業借款（文書1608・乙第142号証、番号65）

ア 不開示情報の内容

文書1608（乙第142号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年7月20日付け「わが国の漁船延払い輸出の実例」と題する内部文書、

同月 26 日付け「韓国向け遠洋鮪漁船借款に関する 3 社申越しの件」と題する内部文書及び同年 7 月 29 日付け「漁獲物をもって漁業借款返済に充てるという韓国側提案に対する反論」と題する文書及び全部不開示文書 1 通によって構成されており、同文書は、不開示理由 2 に基づき全部不開示（-8 ーに「次頁以下 6 頁不開示」と記載されている部分）とされている。

上記文書は、日韓漁業借款問題について、政府部内の関係省庁において詳細に検討した際の協議における率直な意見及びこれに対する外務省の見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1608 の不開示部分に記載された情報は、日韓漁業借款問題について、政府部内の関係省庁において詳細に検討した内容等が率直な見解を交えて具体的に記されており、あくまで、我が国の政府内部における非公式の見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第 5 条 3 号、6 号）に該当する。

### (12) 日韓問題に関する各種会談（文書 1618・乙第 143 号証、番号 66）

#### ア 不開示情報の内容

文書 1618（乙第 143 号証）は、外務省が作成した複数の内部文書によって構成されており、北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について日米間で各協議した経緯及び内容等が具体的に記載されている。

文書 1618 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は 109 頁（-109-）最終行から 110 頁（-109- に「次頁不開示」と記載されている部分）の約 2 行分、179 頁（-178-）上から 2 行目から 5 行目までの約 3 行分、187 頁（-186-）最終行から 188 頁（-188-）

上から4行目までの約4行分、265頁（-264-）の約3行分、及び292頁（-290-）の欄外で、国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1618の不開示部分に記載された情報は、いずれも、北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的な見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いずれも、公表することを予定せずに記載されたものであるから、公にすることにより、米国のみならず韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (13) 平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月)（文書1624・乙第144号証、番号67）

##### ア 不開示情報の内容

文書1624（乙第144号証）は、外務省が作成した昭和26年10月8日付け「平和條約に基づき発生する日鮮間の交渉案件」と題する内部文書であり、将来的に発生することが予想された韓国との間の国交正常化交渉における各問題点について政府部内で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書1624のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、4頁（-2-）の「八 賠償問題及び国内韓国人財産の連合国財産扱」の項にあり、左から2行目からの約1行分であり、国内における韓国人所有財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策が記載されている。

## イ 不開示理由

文書1624の不開示部分に記載された情報は、国内における韓国人財産について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果が率直な見解として記されており、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(14) 日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月)（文書1627・

乙第145号証、番号68)

## ア 不開示情報の内容

文書1627は、いずれも外務省が作成した昭和26年10月29日及び同月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」及び同月30日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と各題する内部文書で構成されている。

文書1627のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 2頁（-2-）最初1行目から2行目までの約2行分及び5頁（-5-）の左から3行目及び2行目の約2行分

昭和26年10月29日付け及び同月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」と題する各文書にあり、不開示部分の内容は同一であり、いずれも日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として記載されている。

② 6頁（-6-）の右から4行目及び5行目の約2行分

昭和26年10月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針

(案)」と題する文書にあり、日韓両国間における基本的関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として記載されている。

③ 10頁（-10-）右から6行目及び7行目の約1行分

昭和26年10月30日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と題する文書にあり、日韓交渉についての日韓会議における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として記載されている。

イ 不開示理由

文書1627の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解として記されており、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(15) 日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月)（文書1629・乙第146号証、番号69）

ア 不開示情報の内容

文書1629（乙第146号証）は、外務省が作成した昭和26年11月25日付け「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての外務省内部の見解が記載されている。

文書1629のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、3頁（-3-）右から3行目から5行目までの約3行分及び4頁（-4-）左から2行目及び1行目の約2行分であり、いずれも、当時の韓国における対日感情及

び漁業交渉の展望に関する外務省内部において検討した結果について忌憚のない率直な意見が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1629の不開示部分に記載された情報は、当時の韓国における対日感情及び漁業交渉の展望について外務省が独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が率直な見解を交えて具体的に記されており、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(16) 日韓問題に関する定例打合会(第1~8回)(昭和26年12月)(文書1631・乙第147号証、番号70)

#### ア 不開示情報の内容

文書1631（乙第147号証）は、外務省が作成した文書であり、昭和26年12月5日から同年12月26日までの間に開催された日韓問題に関する定例打合会の第2回から第8回までの各会合記録が記載されている。

文書1631のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 10頁（-10-）右から7行目から9行目までの約3行分及び10頁最終行目から11頁（-11-）1行目までの約2行分

いずれも昭和26年12月10日に開催された「日韓問題定例打合會（第三回）」と題する文書の「(一)遣韓使節に対する訓令案」の項にあり、当時の対朝鮮半島政策に対する米国の具体的認識内容及び具体的対応方針及びこれについての外務省の率直な評価的見解が具体的に記載されている。

② 14頁（-14-）最終行から15頁（-15-）1行目までの約1行

## 分

上記「日韓問題定例打合會（第三回）」と題する文書の「(六)韓国児童に対する贈物について」の項にあり、日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。

③ 17頁（-17-）7行目及び8行目の約2行分、同頁12行目及び13行目の約1行分、18頁（-18-）3行目ないし5行目の約3行分  
いずれも昭和26年12月12日に開催された「日韓問題定例打合會（第四回）」と題する文書にあり、上記会合の議題である「小委員会における韓国側提案」に関し、在日韓国人の法的地位について協議した際に提示された率直な見解及び今後の対応方針が具体的に記載されている。

④ 31頁（-31-）の約1行分、32頁（-32-）右から4行目の5文字分

同月26日に開催された「日韓問題定例打合會（第八回）」と題する文書にあり、31頁（-31-）の約1行分の不開示部分には、日韓国交正常化交渉に関する政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。

### イ 不開示理由

文書1631の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることが予定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(17) 日韓交渉処理要領案(昭和27年作成)（文書1632・乙第148号証、番

号71)

ア 不開示情報の内容

文書1632は、昭和27年に外務省アジア局第二課が作成した「日韓交渉の現状」、「日韓会談に関する共同声明」及び「日韓交渉要領案」と各題する内部文書によって構成されており、日韓会談の経緯、日韓国交正常化交渉の今後の展望及び外務省内における検討内容等が具体的に記載されている。

文書1632のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、9頁（-9-）6行目から10行目までの約4行分であり、昭和27年1月6日付け「日韓交渉要領案」と題する文書の「二 財産、請求権処理（附一国籍、遭遇問題）」の項にあり、当時、日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題に関する韓国側の対応について外務省の忌憚のない率直な評価及びこれを前提とした外務省の対応策の方針案が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1632の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果が具体的に記載されているのである、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(18) 日韓会談省内打合会(昭和27年3月)(文書1636・乙第149号証, 番号72)

ア 不開示情報の内容

文書1636（乙第149号証）は、外務省が作成した「日韓会談 省内打合せ会議事要録」と題する文書であり、昭和27年3月13日に開催された日韓会談についての省内会議議事要録で、当時日韓間において懸案事項と

なっていた財産請求権問題、漁業問題及び在日韓国人法的地位問題等についての具体的な対策等を検討するため協議した状況及び内容が具体的に記載されている。

文書1636のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、26頁（-23-）最終行の約1行分であり、「請求権委員会経過報告」の「島参事官の報告要旨」の項にあり、上記委員会における請求権問題に対する韓国側の対応について、出席者の一人である島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1636の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応について島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感が具体的に記載されているのである、公表を予定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (19) 日本側代表団打合せ(第3回)(昭和27年3月)（文書1638・乙第150号証、番号73）

#### ア 不開示情報の内容

文書1638（乙第150号証）は、外務省が作成した昭和27年3月31日付け「第三回日本側代表打合会議事録」、「船舶問題の解決に関する日本国と大韓民国との間の交換公文試案」、「財産及び請求権の処理に関する日本国と大韓民国との間の交換公文試案」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1638のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、27頁ないし

31頁（－26－に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）であり、「第三回日本側代表打合會議事録」にあり、日韓国交正常化交渉の経緯を踏まえ、中国との間における財産請求権問題、漁業問題及び国籍問題等について外務省内において検討した内容等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1638の不開示部分に記載された情報は、中国との間における懸案事項について、日韓間における懸案事項を踏まえて外務省内において検討・協議した内容が具体的に記載されているのであり、このような情報を公にすることにより、中国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、中国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (20) 柳参事官と会談（文書1670・乙第151号証、番号74）

##### ア 不開示情報の内容

文書1670（乙第151号証）は、外務省が作成した内部文書であり、昭和30年1月10日から同年12月31日までの間に行われた韓国代表部柳参事官と中川北東アジア局長との会談の内容が記載されている。

上記会談は、いずれも、柳参事官と中川北東アジア局長が日韓国交正常化交渉について会談したものであるが、非公式な会談であるゆえ両者の忌憚のない率直な発言が記載されている。

文書1670のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

##### ① 14頁（－14－）の枠外に記載された手書き10文字分

昭和30年2月2日付け「柳参事官と会談の件」と題する文書にあり、柳参事官と会談した中川北東アジア局長が柳参事官の発言に対し述べた率直な所感的見解が記載されている。

② 223頁（-223-）2行目及び3行目の約1行分

昭和30年12月27日付け「柳参事官と会談の件」と題する文書にあり、柳参事官の心情を吐露した率直な発言が具体的かつ詳細に記載されている。

イ 不開示理由

文書1670の不開示部分に記載された情報は、いずれも、中川局長及び柳参事官の各所感的見解が発言した言葉どおり具体的に記載されているのであり、公表されることを全く予定していなかったものであるから、このような情報を公にすると、日本政府と韓国政府が水面下で行った会談における日韓両国の政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(21) 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談（文書1678・乙第152号証、番号75）

ア 不開示情報の内容

文書1678（乙第152号証）は、いずれも昭和39年に外務省北東アジア課が作成した13部の内部文書によって構成されており、主として、同課が在日米国大使館職員から入手した韓国情勢に関する情報の内容が具体的に記載されている。

文書1678のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、18頁（-18-）1行目から5行までの約5行分であり、昭和39年4月10日付け「韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報について」と題する内部文書にあり、同文書には、在韓米国大使館が国防省に報告した韓国情勢に関する情報が記載されているところ、上記不開示部分には、日韓国交正常化交渉に向けて韓国政府が行っている政策に対する米国大使館の所感及び評価的見解が

具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1678 の不開示部分に記載された情報は、北東アジア課が入手した米国政府の対韓政策におけるいわゆる機密情報であり、米国との信頼関係に基づいて入手した情報であるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第 5 条 3 号、6 号）に該当する。

- (22) 外務次官と前駐韓米大使との会談（文書 1682・乙第 153 号証、番号 7  
6）

#### ア 不開示情報の内容

文書 1682（乙第 153 号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和 39 年 7 月 13 日付け「前駐韓バーガー米大使の内話に関する件」と題する内部文書であり、在韓米国大使が黄田事務次官と懇談した際に話した韓国情ないし日韓問題についての発言内容が具体的に記載されている。

文書 1682 のうち不開示理由 2 に基づく不開示部分は、7 頁（-7-）2 行目から 4 行目までの約 3 行分であり、日韓国交正常化交渉に関する前駐韓米大使の率直で忌憚のない意見が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1682 の不開示部分に記載された情報は、前駐韓米大使が非公式の懇談において、日韓国交正常化交渉に関する率直で忌憚のない意見の一部であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると

認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(23) バーネット国務次官補代理の内話（文書1684・乙第154号証、番号77）

ア 不開示情報の内容

文書1684（乙第154号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和39年9月15日付け「バーネット国務次官補代理の内話に関する件」と題する内部文書であり、韓国を訪問したバーネット国務長官が、エマーソン公使を同行してアジア局長に訪ね、韓国情勢及び韓国政府の日韓会談に関する考え方等に関して発言した内容が具体的に記載されている。

文書1684のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、4頁（-4-）19行目及び20行目の約2行分であり、韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1684の不開示部分に記載された情報は、韓国を訪問した米国国務次官補が非公式の懇談において、個人的かつ内密に語った韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(24) バンディ米国務次官補との会談（文書1685・乙第155号証、番号78）

ア 不開示情報の内容

文書1685（乙第154号証）は、外務省アメリカ局北米課が作成した昭和39年9月29日付け「椎名大臣、バンディ国務次官補会談要旨」及び同日付け「黄田次官とバンディ国務次官補との会談記録（2）」と各題する内

部文書により構成されており、「椎名大臣、バンディ国務次官補会談要旨」と題する文書は、椎名大臣がバンディ国務次官補と会談した要旨が、「黄田次官とバンディ国務次官補との会談記録（2）」と題する文書には、黄田次官がバンディ国務次官補と日韓問題について会談した要旨が各記載されている。

文書1685のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、6頁（-6-）8行目及び9行目の約1行分であり、「椎名大臣、バンディ国務次官補会談要旨」と題する文書にあり、バンディ米国務次官補との非公式会談において椎名大臣が日韓交渉における日本側の対応策について韓国に対する批評も含めて述べた率直な見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1685の不開示部分に記載された情報は、バンディ米国務次官補との非公式会談において椎名大臣が述べた韓国政府に対する率直な見解であるから、公にすると、日本の閣僚が米国政府要人との非公式会談において韓国について発言した内容が明らかになり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (25) 日韓問題に関する米側トーキングペーパー（文書1686・乙第66号証、番号79）

##### ア 不開示情報の内容

文書1686（乙第66号証）は、米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」、昭和39年9月26日にエマーソン公使から手交された英文の書面、外務省が作成した「9月26日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー（仮訳）」と題する文書、外務省北東アジア

課が作成した昭和39年9月29日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書及び「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の内部文書によって構成されている。

文書1686のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、27頁（-27-）11行目から15行目までの約5行分であり、「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書にあり、国交正常化交渉を進展させるための具体的方策について、米国政府から示唆された見解に対する外務省の率直な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1686の不開示部分に記載された情報は、日韓問題の解決策として米国政府から提示された具体的意見に対する外務省内部の評価が具体的に記載されており、あくまで外務省内部における検討結果であるから、公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### （26）対韓援助調整（文書1689・乙第156号証、番号80）

#### ア 不開示情報の内容

文書1689（乙第156号証）は、在米日本国大使館が作成した「対韓援助調整に関する件」と題する公信文であり、AIDポート極東局長が、対韓援助の調整問題に関して語った内容が具体的に記載されている。

文書1689のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、4頁（-4-）の約2行分であり、対韓援助問題を検討するにあたり、韓国の国内状況についてAIDポート極東局長が述べた忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1689の不開示部分に記載された情報は、対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な個人的見解で、忌憚のない率直な評価的見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(27) 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談（文書1691・乙第157号証、番号81）

#### ア 不開示情報の内容

文書1691（乙第157号証）は、昭和40年2月11日から5月14日までに北東アジア課が作成した4部の内部文書によって構成され、韓国情勢、日韓関係及び日米関係に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書1691のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、14頁（-14-）10行目から15頁（-15-）7行目までの約9行分であり、昭和40年5月14日付け「韓国政情に関する在京米及び英大使館員の内話」と題する文書にあり、韓国で起きたクーデター未遂事件に関して在日米国大使館書記官が北東アジア課長に述べた推論的見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1691の不開示部分に記載された情報は、韓国で起きたクーデター未遂事件という韓国の政情に関する極めて重大な問題に関し、米国政府要人が非公式に述べた個人的見解で、忌憚のない率直な内容であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、公にすることにより、日本政府

と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(28) 外務審議官と在韓米大使館参事官との会談(文書1693・乙第158号証、番号82)

#### ア 不開示情報の内容

文書1693（乙第158号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和40年5月25日付け「在京米大使館ハビブ参事官の内話について」と題する内部文書であり、在日米大使館ハビブ参事官が牛場審議官を来訪して懇談した際ににおける日韓交渉をめぐる韓国側の諸般の情勢についての見解が具体的に記載されている。

文書1693のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、7頁（-7-）7行目から8頁（-8-）3行目までの約7行分であり、「日韓諸協定の韓国側批准について」の項にあり、日韓諸協定の韓国側批准に関する韓国情勢についてのハビブ参事官の率直な見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1693の不開示部分に記載された情報は、ハビブ参事官の韓国情勢に関する忌憚のない率直な推論的見解が具体的に記載されたものであり、公にすることが全く想定されていないものであるから、公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(29) 日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話（文書 1695・乙第67号証、番号83）

ア 不開示情報の内容

文書 1695（乙第67号証）は、前田調査官が外務大臣に宛てた昭和40年（1965年）3月3日発信の「日韓会談（在韓米大使館参事官の内話）」、同月11日発信の「ハヴィップ参事官の内話」、武内大使が外務大臣に宛てた同月10日発信の「大使、ラスク会談（日韓問題）」、同月17日発信の「リ韓国外相の訪米」、同月18日発信の「リ韓国外相の訪米（ノレッド内話）」、前田調査官が外務大臣に宛てた同年5月11日発信の「日韓問題についてハビップ参事官内話」と各題する電信文によって構成されている。

文書 1695 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は、18頁（-18-）8行目から14行目までの約6行分で、韓国情勢に関する我が国の見解を踏まえた米国の忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書 1695 の不開示部分に記載された情報は、韓国情勢に関する率直で忌憚のない意見の一部であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(30) 宇山賠償部長と金在春中央情報部長および金溶植外務部長官との会談（文書 1721・乙第159号証、番号84）

ア 不開示情報の内容

文書 1721（乙第161号証）は、外務省宇山賠償部長が作成した昭和38年5月29日付け「中央情報部長金在春および外務部長官金溶植との会

談記録」と題する内部文書であり、日韓国交正常化に向けて経済協力及び漁業問題について、金在春韓国中央情報部長及び金溶植外務部長官と会談した内容が詳細に記載されている。

文書1721のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、5頁（-5-）10行目から13行目までの約4行分で、「崔英沢参事官の問題」の項にあり、当時の自民党副総裁らが、韓国政府に罷免された崔英沢前在日韓国代表部参事官の復帰を要望したことに対する韓国政府の率直な見解が崔英沢の人物評も含めて具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1721の不開示部分に記載された情報は、韓国政府に罷免された崔英沢前在日韓国代表部参事官に関する率直で忌憚のない評価的見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (31) 後宮アジア局長と裴韓国代表部大使との会談（文書1724・乙第160号証、番号85）

##### ア 不開示情報の内容

文書1724（乙第160号証）は、外務省アジア局長が作成した文書で、昭和38年6月18日、同年8月13日、同年9月5日に各開催された後宮外務省アジア局長と裴韓国代表部大使との間の会談記録3部によって構成されている。

文書1724のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は14頁（-14-）7行目及び8行目の約2行分、同頁11行目から13行目までの約3行分及び23頁（-23-）9行目及び10行目の約2行分であり、それぞ

れ韓国の政治家及び韓国情勢に関する外務省の見解に対して述べた裴韓国代表部大使の率直な見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1724の不開示部分に記載された情報は、いずれも、裴大使が、後宮アジア局長との会談において、韓国の政治家及び韓国情勢に関して述べた忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (32) 対韓借款実施機関に関する問題点（文書1741・乙第161号証、番号86）

平成20年5月9日付け「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（甲第86号証）においては、法5条6号に該当するとしていた（3頁及び「不開示理由一覧」1枚目）が、法5条3号にも該当するので、法5条3号を追加した上で主張する。

#### ア 不開示情報の内容

文書1741（乙第163号証）は、外務省経済協力部政策課が作成した昭和37年1月19日付け「対韓借款実施機関に関する問題点について」と題する内部文書であり、対韓借款実施の場合、その実施機関に関する問題点について外務省内部で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1741のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、3頁（-3-）1行目から4行目までの約3行分であり、想定される対韓借款実施機関に関する問題点について外務省内において検討した率直な見解等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1741の不開示部分に記載された情報は、対韓借款を実施した場合を想定し、その際に生じることが予想される問題点について、外務省内部で検討した忌憚のない率直な意見等が具体的かつ詳細に記されており、公にすることが全く想定されていない内部情報であるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (33) 対韓経済協力（文書1743・乙第162号証、番号87）

##### ア 不開示情報の内容

文書1743（乙第162号証）は、外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和37年1月29日付け「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり、日韓交渉の推移により想定される対韓経済協力について外務省内部で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1743のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、5頁（－5－）12行目及び13行目の約1行分であり、「対象プロジェクト」の項にあり、韓国政府が立案した経済開発5カ年計画について外務省内で検討した結果が率直な見解として記載されている。

##### イ 不開示理由

文書1743の不開示部分に記載された情報は、韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていない内部情報であるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不

開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(34) 対韓経済協力試案（文書1748・乙第163号証、番号88）

ア 不開示情報の内容

文書1748（乙第163号証）は、外務省経済協力部が作成した昭和37年2月7日付け「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり、日韓交渉妥結後に想定される対韓経済協力に関する問題点について外務省内部で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1748のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、6頁（-6ー）4行目及び5行目の約1行分であり、「対象プロジェクト」の項にあり、韓国政府が立案した経済開発5カ年計画について外務省内で検討した結果が率直な見解として記載されている。

イ 不開示理由

文書1748の不開示部分に記載された情報は、韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていない内部情報であるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(35) 日韓会談今後の進め方（文書1787・乙第72号証、番号89）

ア 不開示情報の内容

文書1787（乙第72号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」、「日韓会談における日本側の立場」、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」、外務省アジア局が作成した同年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」、外務省情報文化局国内広

報課が作成した同月24日付け「最近における日韓問題PR実績」、外務省アジア局北東アジア課が作成した同年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」、同月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要な問題処理方針について」、同年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1787のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 2頁（-2-）2行目から8行目までの約7行分

「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する文書にあり、当時、日韓両国における最重要懸案事項の一つであった在日韓国人法的地位問題に関する二重国籍問題に関し、佐藤総理が懸念している問題点を指摘した上で解決策を指示した内容が具体的に記載されている。

② 58頁（-58-）3行目から5行目までの約3行分及び59頁（-59-）2行目から5行目までの約3行分

いずれも昭和40年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書にあり、当時、日韓両国における最重要懸案事項の一つであった漁業問題に関する日本側の提案が撤回された原因について、外務省内部で検討協議した結果が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1787の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓における最重要懸案事項であった在日韓国人法的地位問題及び漁業問題に関する政府内部における忌憚のない率直な意見が具体的かつ詳細に記載されており、公にすることが全く想定されていない内部情報であるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めら

れるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(36) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和35年)（文書1789・乙第164号証、番号90）

ア 不開示情報の内容

文書1789（乙第164号証）は、昭和35年に外務省北東アジア課が作成した複数の文書によって構成され、日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記載されている。

文書1789のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①73頁（-73-）欄外約4行分、②77頁（-77-）11行目（行頭の小不開示部分を除く）から78頁（-78-）1行目までの約3行分、③83頁（-83-）3行目から84頁（-84-）12行目までの約22行分、及び④95頁（-95-）6行目（行頭の小不開示部分を除く）及び7行目の約2行分であり、①及び②の不開示部分は、同年4月21日付け北東アジア課作成の「韓国の暴動に関する三宅審議官・●書記官会談」と題する文書中にあり、③及び④の不開示部分は、同年4月27日付け北東アジア課作成の「韓国政情に関する三宅審議官・●書記官会談要旨」と題する文書中にあり、①は韓国側政府要人に対する日本側の率直な評価が記載され、②及び③については、韓国情勢についての米国の分析結果及びそれに基づく方針が具体的に記載され、④については、韓国の政治家に対する韓国国民の評価についての、米国側の推測的意見が記載されている。

イ 不開示理由

文書1789の不開示部分に記載された各情報は、②ないし④については、韓国情勢及び韓国の政治家に関する米国側の分析結果や忌憚のない率直な意見であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれ

るのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、①についても韓国政府要人に対する日本側の率直な評価であるから、韓国との関係で同様の事由が認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(37) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和36年)（文書1792・乙第165号証、番号91）

ア 不開示情報の内容

文書1792（乙第165号証）は、外務省が作成した複数の文書によって構成され、日韓会談の経緯及び今後の展望に関し米国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書1792のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、85頁（-85-）6行目及び7行目の約2行分であり、昭和36年10月10日付け「ライシャワー・李用熙会談要旨」と題する文書にあり、ライシャワー米大使が李用熙韓国外務部長官と会談した際のライシャワー米大使の発言内容として、日韓国交正常化交渉の日本側代表選定に関し、具体的な氏名を挙げた上でその人物が選定された場合についての評価的な見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1792の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉の日本側代表選定に関するライシャワー米大使の忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報

(法第5条3号、6号)に該当する。

- (38) 日韓条約及び諸協定関係対米折衝(来電:昭和36年)(文書1793・乙第166号証、番号92)

ア 不開示情報の内容

文書1793(乙第166号証)は、在米日本大使館等が作成した複数の電信文によって構成され、日韓会談の経緯及び今後の展望に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書1793のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、61頁(—61—)本文2行目から5行目までの約3行分及び6行目及び7行目の約1行分であり、昭和36年11月21日付けて在米西山臨時大使が川島大臣臨時代理あてに発信した「米国の対韓援助に関する件」と題する文書にあり、訪米した韓国朴議長が米政府当局と対韓援助関係について話し合った内容について情報提供してもらった相手方について具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1793の不開示部分に記載された情報は、上記米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報であり、情報ソースであるから公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

- (39) 日韓関係に関する在京米大使館の内話(文書1796・乙第167号証、番号93)

ア 不開示情報の内容

文書1796(乙第167号証)は、昭和37年に外務省北東アジア課が

作成した複数の文書によって構成され、日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記載されている。

文書 1796 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は、①16 頁（-16-）6 行目から 18 頁（-17-）3 行目までの約 2 ページ分（-16- に「次頁不開示」と記載されている部分を含む）、18 頁 10 行目から 19 頁（-18-）8 行目までの計約 9 行分、同頁 10 行目の約 1 行分、20 頁（-19-）4 行目及び 5 行目の約 2 行分、21 頁（-20-）9 行目から 22 頁（-20- に「次頁不開示」と記載されている部分）、②27 頁（-25-）10 行目から 28 頁（-26-）2 行目までの約 4 行分、③35 頁（-33-）の約 3 行分、及び④48 頁（-46-）最終行から 49 頁（-47-）2 行目までの約 2 行分、同頁 6 行目から 9 行目までの約 4 行分であり、①の不開示部分は、同年 2 月 7 日付け北東アジア課作成の「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」と題する文書中にあり、②の不開示部分は、同年 3 月 19 日付け北東アジア課作成の「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話に関する件」と題する文書中にあり、③の不開示部分は、同年 3 月 23 日付け北東アジア課作成の「在京米大使館員の内話に関する件」と題する文書中にあり、④の不開示部分は、同年 4 月 6 日付け北東アジア課作成の「在京米大使館員の内話に関する件」と題する文書中にあり、①の不開示部分は、韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況が記載され、②の不開示部分は、韓国情勢に対する米国側の分析が記載され、③の不開示部分は、尹大統領が駐韓米大使に話した、自らの政治方針について率直な意見が記載されており、④の不開示部分は、韓国政府についての米国側の率直な評価が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1796 の不開示部分に記載された各情報は、いずれも在日米国大使

館書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(40) 池田総理ハリマン国務次官補会談（文書1798・乙第168号証、番号94)

ア 不開示情報の内容

文書1798（乙第168号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和37年3月19日付け「池田総理ハリマン国務次官補会談」と題する文書であり、池田総理とハリマン米国務次官補との間で行われた会談記録が詳細に記載されている。

文書1798のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、5頁（－5－）8行目から6頁（－6－）1行目までの約4行分、及び、同頁8行目から最終行までの約3行分であり、いずれも、ハリマン米国務次官補が中国共产党政府に関して述べた忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1798の不開示部分に記載された情報は、中国共产党政府に関する忌憚のない率直で見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、中国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び中国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認

められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(41) 駐韓米大使の内話（文書1803・乙第169号証、番号95）**

**ア 不開示情報の内容**

文書1803（乙第169号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和37年8月17日付け「駐韓米大使の内話に関する件」と題する文書であり、武内外務次官とバーガー駐韓米大使及びライシャワー駐日米大使との間で行われた会談記録が詳細に記載されている。

文書1803のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、4頁（－4－）5行目及び6行目の約2行分であり、韓国政府についての米国側の率直な評価が記載されている。

**イ 不開示理由**

文書1803の不開示部分に記載された情報は、韓国政府に関する、率直で忌憚のない意見の一部であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(42) 大平大臣、ラスク長官会談（文書1805・乙第170号証、番号96）**

**ア 不開示情報の内容**

文書1805（乙第170号証）は、昭和37年に外務省等が作成した複数の文書によって構成され、日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記載されている。

文書1805のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 11頁（-11-）最終行から13頁（-12-）11行目までの約1ページ12行分（-11-に「次頁不開示」と記されている部分を含む）

アメリカ局竹内参事官作成の同年9月25日付け「大平大臣、ラスク長官会談録」と題する文書の「昼食時の談話」の項にあり、ラスク長官がソ連情勢及びキューバ情勢に関して発言した内容が具体的に記載されている。

② 15頁（-14-）16行目から16頁（-15-）6行目までの計約10行分、同頁13行目から最終行までの約8行分、17頁（-16-）6行目から13行目までの約7行分、及び、18頁（-17-）4行目から16行までの約13行分

上記文書の「昼食時の談話」の項にあり、ソ連情勢、米ソ関係、日ソ関係について日本側と米国側の率直な意見交換の内容が具体的に記載されている。

③ 28頁（-27-）最終行から31頁（-28-）3行目までの約2ページ4行分（-27-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分を含む）

同年12月5日付け「大平大臣とラスク国務長官との会談の件」と題する電信文にあり、ラスク国務長官がソ連情勢及び中国情勢について発言した内容及びそれに対する大平大臣の発言内容が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1805の不開示部分に記載された各情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と弁国側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法

第5条3号、6号)に該当する。

- (43) 韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報（文書1808・乙第171号証、番号97）

ア 不開示情報の内容

文書1808（乙第171号証）は、昭和38年に外務省北東アジア課が作成した複数の文書によって構成され、日韓会談の経緯及び今後の展望に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書1808のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、52頁ないし53頁（-51-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）であり、李承晩韓国大統領の動静について米国政府が入手した機密情報が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1808の不開示部分に記載された情報は、李承晩韓国大統領に動静に関して米国政府が入手した機密情報で、極秘情報として日本政府にもたらされたものであるから、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (44) 韓国情勢に関するアジア局参事官と在京米大使館書記官との会談（文書1811・乙第172号証、番号98）

ア 不開示情報の内容

文書1811（乙第172号証）は、昭和38年に外務省が作成した「韓国問題の件」と題する複数の内部文書によって構成され、日韓関係及び韓国情勢に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書 1811 のうち不開示理由 2 に基づく不開示部分は、3 頁（－3－）  
7 行目から 9 行目までの約 3 行分であり、昭和 38 年 3 月 2 日付「韓国  
問題の件」と題する文書にあり、在日米大使館書記官からの韓国の政情に関  
する機密情報が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1811 の不開示部分に記載された情報は、韓国の政情に関する機密  
情報であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような  
情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれる  
おそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるもあると行政  
機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間  
における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるか  
ら、不開示情報（法第 5 条 3 号、6 号）に該当する。

### （45） 韓国政情に関する対米折衝（文書 1818・乙第 173 号証、番号 99

#### ア 不開示情報の内容

文書 1818（乙第 173 号証）は、在米日本国大使館が作成した複数の  
電信文によって構成され、日韓国交正常化交渉及び日米関係に関する米国の  
見解及びこれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書 1818 のうち不開示理由 2 に基づく不開示部分は、82 頁（－82  
－）8 行目から 11 行目までの約 3 行分であり、昭和 38 年 9 月 19 日付  
て在米竹内大使が宮沢外務大臣宛てに発信した「大平ラスク会談に関する  
件」と題する電信文にあり、中国の核兵器開発に関するソ連の対応について  
の米国政府の評価的見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1818 の不開示部分に記載された情報は、中国の核兵器開発に関する  
ソ連の対応に関する日米両国政府の忌憚のない率直な見解であり、公にす  
ることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすること

により、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(46) 金中央情報部長訪日（文書1820・乙第174号証、番号100）

ア 不開示情報の内容

文書1820（乙第177号証）は、昭和36年に外務省北東アジア課が作成した複数の内部文書によって構成され、来日した金鍾泌韓国中央情報部長に関する内容が記載されている。

文書1811のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、1頁ないし5頁（－1－に「前5頁分不開示」と記載されている部分）及び16頁ないし20頁（－10－に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）であるが、2文書が全部不開示となっており、いずれも、金鍾泌韓国中央情報部長の来日（後者については、ラスク長官訪韓も含む。）について、在日米国大使館書記官が非公式で語った忌憚のない率直な人物評価を含む評価的見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1820の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、韓国政府要人に対して、米国政府要人が非公式で語った評価的見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(47) 金中央情報部長訪日（文書1821・乙第175号証、番号101）

## ア 不開示情報の内容

文書1821（乙第175号証）は、昭和37年に外務省が作成した複数の文書により構成されており、同年2月21日に池田総理及び金鍾泌韓国中央情報部長との間で行われた会談に関する内容が記載されている。

文書1821のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、26頁（-26-）2行目から3行目までの7文字及び51頁（-51-）2行目の7文字分であり、いずれも、昭和37年2月21日付け「池田総理、金鍾泌韓国中央情報部長会談要旨」と題する内容が同一である2文書（手書き文書とワープロ文書）にあり、日韓国交正常化交渉に反対する日本の社会党等その他について金鍾泌韓国中央情報部長の忌憚のない率直な評価的見解が記載されている。

## イ 不開示理由

文書1821の不開示部分に記載された情報は、韓国政府要人が、日本社会党等について述べた評価的見解であり、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## (48) 金中央情報部長訪米（文書1823・乙第74号証、番号102）

### ア 不開示情報の内容

文書1823（乙第74号証）は、朝海在米大使が大平大臣にあてた昭和37年10月17日発信の「韓国金情報部長訪米に関する件」と題する電信文、同月30日発信の「金韓国情報部長とラスク長官等との会談模様の件」と題する電信文、朝海在米大使が外務大臣宛てた同月31日付け「金情報部長訪米に関する件」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課が作成した同年11月7日付け「ラスク国務長官・金韓国中央情報部長会談内容に関

する米側よりの通報」と題する内部文書（不開示文書に該当する文書を除く）等によって構成されている。

文書1823のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、1頁ないし5頁（-1-に「前5頁不開示」と記載されている部分）、10頁（-5-）最終行から11頁（-6-に「次頁不開示」と記載されている部分）であり、前者は、金韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義等について、在日米国大使館書記官が非公式に語った率直な見解が具体的に記載されており、後者は、訪米した金韓国中央情報部長に関する、米国の率直な見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1823の不開示部分に記載された各情報は、金韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義や同部長に関する米国側の率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### (49) 池田総理・英外相会談（文書1872・乙第176号証、番号103）

#### ア 不開示情報の内容

文書1872（乙第176号証）は、外務省欧亜局英連邦課が作成した昭和38年4月2日付け「池田総理とヒューム英外相との会談要旨」と題する文書であり、同日、池田総理とヒューム英外相との間で行われた会談内容が詳細に記載されている。

文書1872のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、3頁（-3-）1行目及び2行目の約2行分、同頁10行目及び11行目の約1行分、同頁

14行目及び15行目の2行分、4頁（－4－）4行目から7行目までの約3行分

いずれも、日韓正常化交渉における日韓関係に関し、韓国及び米国の対応等について忌憚のない率直な評価的見解を示した意見交換の内容が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1872の不開示部分に記載された各情報は、日本の総理大臣と英国の外務大臣が、韓国及び米国について述べた評価的見解であり、このような情報を公にすることにより、日本政府と英國政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府及び米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、英國、韓国及び米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### （50）在京カナダ大使内話（文書1874・乙第177号証、番号104）

#### ア 不開示情報の内容

文書1874（乙第177号証）は、外務事務次官が作成した昭和39年1月10日付け「韓国側の日韓会談作戦に関する在京カナダ大使内話の件」と題する文書であり、同年1月9日に非公式で行われた島外務事務次官とバウアーカナダ大使との会談の内容が詳細に記載されている。

文書1874のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、2頁（－2－）10行目から3頁（－3－）6行目までの8行分であり、日韓国交正常化交渉における懸案事項の一つとなっていた日本の韓国に対する経済援助について、韓国政府がカナダ政府に説明した内容に関するカナダ政府の見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1874 の不開示部分に記載された情報は、韓国政府がカナダ政府に説明した内容に関するカナダ政府の見解であり、非公式で行われた会談におけるものであるから、公にすることが想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府とカナダ政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、カナダ及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第 5 条 3 号、6 号）に該当する。

(51) 日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書 1876・乙第 79 号証、番号 106）

ア 不開示情報の内容

文書 1876（乙第 79 号証）は、芳沢大使が岡崎大臣に宛てた昭和 29 年 7 月 10 日発信の「蔣総統の国際問題についての見解の件」と題する電信文、久保田大使が緒方大臣に宛てた昭和 29 年 10 月 26 日発信の「日韓会談に関する件」と題する電信文等各国駐在大使が外務大臣宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する複数の電信文によって構成されている。

文書 1876 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 1 頁（-11-）本文 5 行目の 8 文字、同頁本文 7 行目の約 1 行分、同頁本文 8 行目から 2 頁（-2-）1 行目までの約 2 行分

いずれも「蔣総統の国際問題についての見解の件」と題する電信文にあり、台湾の蒋介石総統と後に外務大臣に就任する藤山愛一郎氏が、非公式の懇談において、日韓関係を調整するための具体的な方策について議論した忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。

- ② 22 頁（-19-）本文 10 行目から 23 頁（-20-）2 行目までの約 3 行分

井口大使が藤山外務大臣に宛てた昭和35年3月15日発信の「日韓問題に関する件」と題する電信文にあり、日韓国交正常化交渉における韓国政府の対応について、中国政府要人がオフレコで述べた心情面も含めた評価的な見解が具体的に記載されている。

③ 28頁（-25-）本文9行目及び10行目の約2行分

井口大使が藤山外務大臣に宛てた昭和35年4月7日発信の「在華米大使の談話に関する件」と題する電信文にあり、日韓国交正常化交渉における韓国李大統領の対応について、ドラムライト在華米大使が談話として述べた忌憚のない率直な評価的な見解が記載されている。

④ 35頁（-32-）本文1行目の5文字、同頁本文2行目の3文字及び37頁（-34-）1行目の8文字

井口大使が小坂外務大臣に宛てた昭和36年5月18日発信の「韓国クーデターに関する件」と題する電信文にあり、35頁の不開示部分はいずれも韓国の政府要人の表示であり、韓国クーデターに関する情報を提供した者を特定するものであり、37頁の不開示部分は米国の政府要人の表示である。

⑤ 49頁（-46-）最終行から50頁（-47-）1行目までの約1行分

大野大使が大平外務大臣に宛てた昭和38年7月8日発信の「日韓会談の現状につき英側への説明に関する件」と題する電信文にあり、大野在英大使が、ヒューム英国外務大臣に、日韓交渉の現状を報告した際、懸案事項の一つとなっていた漁業問題に関し、ヒューム英国外務大臣が、英國における同様の漁業問題について、英國案を達成できなかった原因について述べた忌憚のない率直な個人的見解が具体的に記載されている。

⑥ 55頁（-52-）3行目から4行目の5文字

木村大使が外務大臣に宛てた昭和38年10月31日発信の「大野特使

訪台に関する件」と題する電信文にあり、大野特使が台湾を訪問し、蒋介石総統と会談した際に、蔣総統が、韓国政府要人について述べた忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1876の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉等に関し、台湾、中国、米国、英國及び韓国の政府要人が述べた忌憚のない率直な見解であり、いずれも非公式に発言されたものであるから、公にすることが想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と台灣政府、中国政府、米国政府、英國政府及び韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、台湾、中国、米国、英國及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (52) 日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙第80号証、番号106）

##### ア 不開示情報の内容

文書1877（乙第80号証）は、岡崎大臣が松本大使に宛てた昭和28年11月6日発信の「日韓会談の件」と題する電信文等外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する複数の電信文によって構成されている。

文書1877のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、16頁（-16-）の約2行分であり、藤山外務大臣が吉沢駐インド大使に宛てた昭和32年10月22日発信の「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と題する電信文中にあり、韓国情勢に関して本省から在外公館に伝達する際の注意事項について具体的に記載されている。

##### イ 不開示理由

文書1877の不開示部分に記載された情報は、韓国情勢等について在外公館から本省に伝達する際の注意事項について具体的に記されており、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(53) 韓国政変（文書1878・乙第178号証、番号107）

ア 不開示情報の内容

文書1878（乙第178号証）は、在香港総領事が外務大臣に宛てた昭和35年5月10日付け「韓国政変の内情に関する当地●筋の入手した情報等の報告の件」と題する文書及び在英大使が小坂外務大臣に宛てた昭和37年2月9日付け「英国外務省朝鮮担当課長が韓国的情勢に関し、2月8日官印に対し内話せる要旨を下記のとおり報告する。」と題する文書によって構成され、日韓国交正常化交渉に関する英國の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書1878のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、1頁（-1-）4か所、2頁（-2-）8か所、3頁（-3-）12か所、4頁（-4-）12か所、5頁（-5-）12か所及び8頁（-8-）2行目から3行目までの約1行分であり、1頁から5頁までの不開示部分は「韓国政変の内情に関する当地●筋の入手した情報等の報告の件」と題する文書にあり、いずれも、上記情報を提供した人物や外国の政府機関を特定する表示である。

8頁（-8-）の不開示部分は「英国外務省朝鮮担当課長が韓国的情勢に関し、2月8日官印に対し内話せる要旨を下記のとおり報告する。」と題する文書にあり、韓国政府要人についての人物評価が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1878の不開示部分に記載された各情報は、いずれもいわゆる外交

交渉の水面下において入手した機密情報に該当するものであり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、外国政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(54) 日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙第82号証, 番号108)

ア 不開示情報の内容

文書1881（乙第185号証）は、外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書であり、文書1881のうち不開示理由2に基づく不開示部分は104頁（-103-）左頁（203）28行目から右頁（204）2行目までの約6行分、9行目から13目行目までの約5行分、18行目及び19行目の約2行分及び105頁（-104-）の右頁（206）12行目から22行目までの約11行分であり、いずれも、「李ラインにおける国際法上の問題点」の項にあり、いわゆる李承晩ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し、外務省内部で個別具体的な場面を想定して協議検討した内容が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1881の不開示部分に記載された各情報は、いずれも日韓間における懸案事項の一つであったいわゆる李承晩ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定した「強硬措置」に関する外務省内部の忌憚のない率直な意見等が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不

開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (55) 日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙第84号証、番号109）

ア 不開示情報の内容

文書1915（乙第186号証）は、外務省が作成した「Ⅲ 第2、3次日韓会談」と題する文書であり、文書1915のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、①229頁（-229-）1行目及び2行目の約1行分、②241頁（-241-）4行目の5文字、242頁（-242-）最終行の約1行分及び243頁ないし244頁（-242-に「以下2頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも、「日韓会談決裂善後策」の項にあり、日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国国民、韓国政府等に対する忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1915の不開示部分に記載された情報は、いずれも、外務省内部における検討協議における見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。